

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和4年第3回定例会)

筑西市議会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和4年9月14日(水) 開会：午前 9時59分 閉会：午後 0時 1分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第53号 市道路線の廃止について

議案第54号 市道路線の認定について

議案第63号 令和4年度筑西市一般会計補正予算(第4号)のうち所管の補正予算

議案第68号 令和4年度筑西市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第69号 令和4年度筑西市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第70号 令和4年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

議案第71号 令和3年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第72号 令和3年度筑西市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第73号 令和3年度筑西市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

4 出席委員

委員長 中座 敏和君 副委員長 稲川 新二君

委員 國府田喜久男君 委員 保坂 直樹君 委員 小島 信一君

委員 大嶋 茂君 委員 秋山 恵一君 委員 赤城 正徳君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 木村 文哉君

委員長 中座 敏和

○委員長（中座敏和君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後執行部に入室いただき、市道路線議案2案、補正予算議案4案、企業会計未処分利益剰余金処分議案3案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、まず請願第2号「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める請願」について審査願います。追加の資料をお手元に配付しております。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

また、この請願は意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書を配付しております。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述をお願いいたします。

○請願提出者 委員の皆様には、日頃より市政発展のためご尽力いただき、感謝申し上げます。

また、このたびは「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める請願」に対し、趣旨説明の機会をくださりまして、本当にありがとうございます。私は、茨城農民連の県西地域を担当しております茨城県西農民センター事務局の〇〇と申します。資料として、農民連の機関紙、新聞「農民」の8月1日号、9月5日号をお配りさせていただきました。これからお話しすることの詳細は、こちらに掲載されておりますので、後ほどご参照ください。

筑西市は、県内でも有数の米どころであり、令和3年のデータによると茨城県西地域の水田耕作面積の実に27%を誇る耕作面積であり、米づくりが基幹産業として地域の経済発展と土壌保全に大きく貢献してきたことは言うまでもありません。このたびの請願提出に当たり、私どもと意見を同じくする先生方が筑西議会に少なからずいらっしゃることをお聞きし、大変心強く思っております。これからお話しする内容は、釈迦に説法とは存じますが、どうか最後までよろしく願います。

水田活用直接支払交付金は、国の米減反政策の下、主食用米から飼料用米、飼料トウモロコシ、麦、大豆、ソバ、菜種などの畑作物に転作した場合に補助金を交付するものですが、農水省は交付金削減のため、今後5年間一度も水稲の作付、水田の水張りがなければ交付対象外とする。また、飼料用米の新規の複数年契約は交付対象外とする。そして、多年生牧草が対象の助成は、種まきをせず収穫のみを行う年については現行の10アール当たり3万5,000円から1万円に減額するなどとする方針です。

2年に及ぶコロナ禍は、中食を中心とした米需要を大幅に減少させ、市場に過剰在庫を生み出し、2年連続の米価暴落を招きました。3年目となった今年、価格上昇が期待されましたが、あらゆる食品の価格が高騰する中、米の安値が際立つ状態です。海外からの食料と生産資材が高騰し、調達もままならない食料危機が始まっているときに、国内生産振興どころか、国内の農業を潰してどうやって危機に対処するのでしょうか。肥料、飼料、燃料などの生産資材コストは急騰しているのに、国産の農産物価格は低いま

ま、さらに追い打ちをかけるように転作の交付金厳格化まで加わり、農家は悲鳴を上げています。今ウクライナ危機も勃発し、大局的には国内の農業生産振興を強化することが、主食用米、飼料用米、麦、大豆、野菜、牧草、これら全てを含めて急務なことは誰の目にも明らかです。そんなときに減反に協力すれば転作は支援すると言っておきながら、今度は転作しても支援しないなど、まるで詐欺のようなはしごをかけたり外したり、とても正気とは思えないひどい仕打ちです。

筑西市の水田面積は8,450ヘクタール、減反している面積は約半分の4,356ヘクタールです。筑西市の農家は、国に言われたとおりに転作に協力しており、減反面積のおおよそ33%の1,423ヘクタールが麦、大豆、ソバ、そして飼料用米、加工米等は同じく減反面積のうち約48%の2,085ヘクタールに及びます。飼料用米、麦、大豆、ソバ、牧草、その他の野菜などの作付の支援をカットされれば、農家は立ち行かなくなります。米を作るなど言ったり、作れと言ったり、一体何をさせたいのでしょうか。

では、畑作に転換したところに、国の言うとおりに5年に1度水張りをして米を作ったらどうでしょうか。ご存じのとおり、変質した土は水を入れたところで元には戻らず、品質の高い米を作ることはできません。また、1度畑にしてしまったところに水を入れれば、通常の1.5から2倍の用水が必要になり、用水不足が起こります。さらに水路、畦畔、圃場の整備など、5年に1度その都度作り直すことになり、結果国の進める農地の集積、集約にも影響が出ることになります。

では、交付金を諦め、農業経営が持続できるかといえば、交付金の減少で経営が悪化、後継者はさらに不足し、離農が続出、耕作放棄地がさらに広がり、自給率もさらに急降下します。例えば先ほど挙げた麦、大豆、ソバ、飼料用米などを主食用米に代わって作っているところは交付対象から外れれば、田んぼから畑に地目が変わり、土地評価額の下落となり、資産価値は減少、地方自治体の固定資産税収入の減少ともなります。さらに土地改良区の施設の維持管理への支障、治水機能、洪水調節機能の低下、枚挙にいとまがありません。

農業を理解できない、知ろうとしない人が机上の空論で作り上げたもののせいで、農家だけでなく、筑西市はおろか、国土が、そして市民、国民がめちゃくちゃにされてしまいます。当然のことながら、国に対し全国で見直しの撤回、慎重な対応を求める意見書が相次いでいます。農民連と農民連ふるさとネットワークは、農水省に対し、生産調整に協力し、転作作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する重大な裏切りであり、水田、日本農業を維持できなくさせるものとして、見直しの撤回と農家経営の支援強化を求めています。

最後に、全国の米所の生産者から叫びとも言えるべき声をお伝えして、発言を終えたいと思います。まず、北海道、転作割合の高い北海道では、交付金がなくなれば経営が続けられなくなる。土地改良区への支払いもできなくなる。これでは、農家も農業団体も立ち行かなくなる。続いて、福島、農協も県も寝耳に水だと言っている。飼料が高騰し、輸入牧草が入ってこない中、牧草の補助金単価を引き下げるのはむちゃくちゃだ。そして、長野、転作でソバを作っているが、水田のままだとソバが育つ土壌にならない。ソバ用の土壌にするには、作り続けなければならない。5年に1度水田の戻せなどというのは机上の空論だ。以上です。

どうか先生方におかれましても、市民のため、農家のため、食料のため、そして筑西市のため力をお貸しくださいますようよろしくお願いいたします。

以上、意見陳述を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長（中座敏和君） ただいまの説明に対して質疑はございませんか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 私農家ではないものですから、ちょっと分からないのですが、あぜや水路がなく、水張りができない水田、令和4年から令和8年の5年間に1度も米を作らなかった水田、これを対象水田から外すということです。そうしますと、これは農家をやっている人から聞いた、これは陸田だけの問題でしょうか。この点お聞きします。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方、どうぞ。

○請願提出者 ちょっと申し訳ないです。言葉がよく聞き取れなかったので、間違っているかも分かりませんが、陸田だけではなくて、全部の水田が該当になるということです。

○委員（大嶋 茂君） そうですか。では、普通の田んぼも該当すると。

○請願提出者 そういうことです。

○委員（大嶋 茂君） 全部の田んぼ、耕作地が該当すると。

○請願提出者 陸田だけではなくて、全ての田んぼということで、例えば今話があったように、水田、田んぼを例えば梨の木を植えるとか、イチゴを作るとか、あと牧草を作るとか、そういうところはもう全部対象になるわけです。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 田んぼをそういった先ほど言った麦とか大豆とか、そういうものを作った田んぼも該当するということですね、それでは。全部が該当すると。

○請願提出者 そういうことです。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 私も1町5反の米作り、あるいは野菜を作っているのですが、今収穫時期で実りの秋を迎えて、本当はみんなで喜びたいというようなはずなのですけれども、やはり顔色もさえない、一緒に喜べないというような状況が私たちの農村の実態です。委員の皆さんは、ほとんど農家のほうの近くに住んだり、農家をやっていなくても、そういう状況は分かっていると思いますので、この意見書はぜひ賛成していただいて、私も一緒にこの農業、食料を守ると、あるいは自然を守るという思いを伝えたいと思っています。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員、質疑ではないので、すみません。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 私は、直に水田を経営しております。

私は、減反政策というものが国で行われてから、減反は100%守っています。お国のためと思って。だが、減反政策をやれば、米の価格は維持しますよという約束だったのだ。私は、共産党でも民主党でも何でもありません。純粹なる自由民主党であります。ただ、そう言って国は減反政策をやりました。だが、お米の価格は維持どころか、高くはならないで、下落の一方でした。何で政府はこのようなことをやっているのだと。国でただ1つですよ、このお米だけが100%自給できるのは。そうは言いながらも、需要と供給のバランスで、それは物が多くなれば安くなるというのは分かります。だが、日本人の主食でしょう。そし

てまた、このようにロシアとウクライナで戦いをやっているでしょう。もしそういうのが日本の国に遭った場合、お米がなくなったらどうします。今のウクライナみたいに長い期間は戦えませんよ。だから、私はこの交付金というものは、これは農民、農家にとってはあるべきだと思います。それを下げるといのはどういうことなのでしょうかと、私はクエスチョンマークも持っています。なぜかという、減反をずっと100%、何十年、減反政策をやって30年、40年ぐらいになりますか。それにもかかわらず、このように国では農家、私の言葉から言っは失礼なのですが、農家をいじめているというにしか私は思わないのです。だから……

○委員長（中座敏和君） 赤城委員、質疑をお願いします。

○委員（赤城正徳君） そういうわけですので、私はそれなりに考えたいと思います。

○委員長（中座敏和君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、ありがとうございます。説明者の方はご退席をお願いします。

〔請願提出者退席〕

○委員長（中座敏和君） それでは、請願第2号について協議をお願いします。

ご意見等ございますか。

秋山委員。

○委員（秋山恵一君） 大変立派な意見書案を拝聴、拝読させていただき、感銘いたした次第です。

ご案内のとおり、我が国日本はいにしへの頃より米を主食とした農業国であります。その中でも茨城県は農業県と申し上げましても過言でなく、そして筑西市は県内44市町村の中でトップであります。さらに私の住む河間地区は600町歩を経営している地区でありまして、この件に関しましては専業農家の同士諸兄の方々と様々な意見の交換をしながら、私がまとめています政策研究会の中でも今研究を重ねているところで、ただいまの意見書にも立派な内容ではありますが、さらに筑西市に沿った内容で、もっとも地域の方が納得していただけるような、農業に夢を持っていただけるような内容を今まとめ、検討しているところであります。

ゆえに最終的にすばらしい提案書が先に出ておりますが、私どももこの提案書が出る前から、ただいま申しあげましたとおり、同士諸兄と研究に研究を重ねているところでありますので、最終的には意見書を出す予定であります。途中の意見であります、我々の気持ちとして報告させていただいた次第です。

以上。

○委員長（中座敏和君） ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、これより採決をいたします。

請願第2号「「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手多数。よって、本件は採択と決しました。

なお、本請願は意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。その際の「提出者」を委員長の私とし、「賛成者」をただいま賛成いただきました

た委員の皆様といたします。

意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、意見書のとおりいたします。

以上で請願の審査を終了します。

参加者の報告用紙を回収します。

執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてみたいです。

初めに、経済部です。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、経済部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第63号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論・採決をしたいと存じます。

観光振興課から説明を願います。

古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 観光振興課の古宇田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、観光振興課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費、説明欄、ふるさとイメージアップ事業について、4万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、平成25年2月1日に商標登録されましたマスコットキャラクター「ちっくん」の商標権の権利期間が令和5年2月1日をもって満了となることから、商標権存続期間更新登録申請により10年間の権利更新を行うことを当初予算に計上いたしましたところですが、特許法等の改正により、商標登録料の改定が行われ、当初予算で計上した役務費に不足が生じることから、今回増額を行うものでございます。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。款8土木費、項4都市計画費、目7公園費、説明欄、宮山ふるさとふれあい公園維持管理費について、314万円の増額をお願いするものでございます。このうち需用費30万円につきましては、物価高騰等の影響を受けた電気料でございます。

次に、委託料284万円につきましては、宮山ふるさとふれあい公園の施設管理費を委託する筑西市シルバー人材センターから、10月以降施設の見回りや戸締まり等の警備業務及びキャンプ場の貸出しに伴う22時以降の夜間宿直業務を行うことができないと契約変更の依頼があったため、植栽管理を除いた管理業務を民間事業者に委託するためのものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） ただいまの説明、最初の1つ目です。「ちっくん」の登録料というお話がありました。平成25年に初期登録をして、10年たって今新たな登録をするというお話です。これは、登録料というのは全体に幾らかかっているのか。これは不足金額ということなので、全体でどのくらいかかるのか、教えてください。

もう1つ、宮山ふるさとふれあい公園の話もあるのですが、その質問の後にまた聞きます。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

登録の手数料でございますけれども、当初予算で上げさせていただきましたのが35万1,000円でございますが、補正後に39万8,000円とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 分かりました。

宮山ふるさとふれあい公園、これ議場でも説明がありましたが、新たな部分です。深夜の管理を別な民間の業者に委託するという話ですが、具体的にはどこなのか。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） ご回答いたします。

委託しますのは、深夜に限らず日中の施設の管理のほうも委託してまいります。警備等と施設の管理を行える事業者、登録事業者が筑西市内1か所しかございませんので、そちらにお願いしていく予定でございます。具体的に申し上げますと、常総ビル整備でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、水田農業振興課から説明を願います。

岩渕水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（岩渕里之君） 水田農業振興課、岩渕です。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第63号のうち水田農業振興課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、説明欄19、イネ縞葉枯病防除緊急対策事業費補助金について712万6,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にて説明させていただきます。

次に、24、25ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目4水田農業振興対策費、節18補助金、負担金補助及び交付金、説明欄、農林航空防除支援事業について2,138万円の増額をお願いするものでございます。これは、茨城県イネ縞葉枯病防除緊急対策事業の拡充に伴い、害虫となりますヒメトビウンカを対象に航空防除を実施し、かつ育苗箱での薬剤処理にも取り組んだ農業者に対し、10アール当たり市補助金300円と県補助金150円を合わせまして450円を新たに補助するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 航空防除しているのですが、これは10アール当たりどのくらいの薬剤を散布しているのですか。

○委員長（中座敏和君） 岩渕水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（岩渕里之君） イネ縞葉枯病に関しまして、10アール当たり0.8リットル、MR. ジョーカー剤というものを散布しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 0.8リットルということは、1リットルで升目に入れて5合5石だね。5.5掛ける8だから、4合4石ぐらいか、升目にすると。

○委員長（中座敏和君） 岩渕水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（岩渕里之君） 1リットルには満たない。ちょっと5合5石というのはよく分からないのですが、1リットル未満で防除できている状態でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 水田農業を支援するという立場での意見がほとんどだから、私も文句を言いたくないのですが、最近無農薬という世間の動きも大きくて、関係者には空中散布とんでもないと、環境破壊の最たるものだという意見もあるのも事実です。

それで、実際にこれは地域住民やら何やらからの苦情とか反対意見とかがあるのかなのか、そしてそれに対して科学的に、いや、これはもう無害ですよと、全然人体には影響ありませんよという科学的なそういう反証というか、そういうものがしっかり裏づけとしてあるのかどうか、その辺どうでしょう。農家の方が縞葉枯病は大変だ、よし、応援してお金を出して駆除しろ、これだけでいいのかどうか。1回立ち止まって聞きたいのです。その辺お願いします。その2点。

○委員長（中座敏和君） 岩渕水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（岩渕里之君） 現在におきましては、住宅の混在化ですとか、先ほど提案がありました有機農業に関しまして、航空防除どうなのかということでしたが、そういうことは危被害防止対策としまして、そういった部分を除外区域としている状態であります。ですから、考慮はしているということでございます。また、薬剤に関しても人体に影響がないということで、希釈もしておりますし、人体に影響がないというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） しっかりとした科学的なデータを出せるようにしておいてください。今の2番目の返答は、あまりにもちょっとお粗末です。聞いています。影響ありませんと聞いていますでは、本気になって反対する人は全然納得しないと思いますから、どれだけ反対されてもきちっとデータ、科学的なデータを出せるようにしておいてください。

それと、住宅地の近くはやらないということ、そういう話だったのかな。住宅地の近くはやらない。住宅地のないところでやると、そういう意味なのですか、最初の答え。

○委員長（中座敏和君） 岩渕水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（岩渕里之君） 除外区域を設けております。そこは散布しないということにしております。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 除外区域は、どういうふうに設けているのか。住宅があるから除外するのか、そうでなくて、ほかに影響があるから除外しているのか、反対者がいるから除外しているのか、その辺どうなのですか。

○委員長（中座敏和君） 岩渕水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（岩渕里之君） 反対があってやっているとされます。

○委員長（中座敏和君） 稲川副委員長。

○委員（稲川新二君） ただいまの小島委員の質疑を受けて、受けてというか、関連するのですが、補助を出している以上、空中防除のやり方、施行方法なんかもこちらから意見を言っていける立場なのかどうか。例えば今ヘリコプターを使ったやり方だったかと思うのです、人間が乗るヘリコプター。それが、現在はドローンであったりとか、そういう意味でピンポイントでやれる方法もあると思うのです。そういったものを意見を述べられるのか、あとは例えば薬剤が稲には許可があっても、その薬剤によってはほかの作物に許可が得られていない薬剤なんていうとなかなか難しいと思うのです。皆様の車なんかにかぶつとかかったような、霧がかかったような経験なんかもあるのではないかなと思ったりすると、やっぱり施行方法、そういったのに補助を出していく立場としてやり方を意見していけるのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（中座敏和君） 岩渕水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（岩渕里之君） 先ほど有人ヘリというものがありましたけれども、空中防除を2回実施しておりまして、6月の中旬に行われますイネ縞葉枯病防除、こちらは無人ヘリで行っております。7月の下旬に行われますもち病対策のものに関しましては7月の下旬、こちらが有人ヘリで行っております。

実施主体は、農業共済組合のほうでやっております、筑西市、下妻市、桜川市の岩瀬の部分を除いた部分、こちら9,155ヘクタールを6日間で実施しております。先ほどドローンというお話もありましたけれども、今現在1日に実施面積1,500ヘクタール、9基のヘリで1,500ヘクタールで実施しておりますので、国も進めておりますスマート農業、こちらのほうでドローン等の導入も進んでおりますが、今現在ですと1回で1ヘクタールですか、ドローンでまけますのが、10分の航行時間、バッテリーの関係もありますので、1ヘクタールしかまけませんので、今現在有人ヘリで行っているものをすぐにドローンということはなかなか難しいものだと思います。スマート農業を進めて、そういったドローン等も日進月歩で発達しておりますので、そちらのほうも進めていきたいと思っております。

また、今の体制に意見は言えるのかということですが、もともと下館市で航空防除をやっておりまして、その部分を共済組合に委託したという経緯を調べてございます。共済組合と時代もありますし、有人ヘリから無人ヘリ、ドローンというふうな移行で連携しながら、そういった部分を図っていきたいと

思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 稲川副委員長。

○委員（稲川新二君） 今の答弁を聞きますと、まだまだ経費が大分ドローンとか、そういった部分を導入するにはまだまだ課題があるのかなというところですけども、今後そういった経費的な面でもぜひ研究していただいて、導入できるところはやっていただければ、先ほどのうちはかけたくないのだというところをピンポイントで抜くことも可能なのかなと。当然有人ヘリとドローンでは飛ぶ高さも全然違うと思うのです。そういったところをぜひ研究していただきたい。今現在経費的な部分でヘリとドローンだとどれだけ差があるなんていうことはお答えできますか。

○委員長（中座敏和君） 岩渕水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（岩渕里之君） お答えいたします。

今現在防除方法ですと、有人ヘリが最も経費的にも、一斉に防除できるということで最も効果的とされております。続いて無人ヘリ。経費は、やはりドローンがバッテリーとか、そういったものの設備投資というものも考えますと一番かかるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 稲川副委員長。

○委員（稲川新二君） 例えば市内にそういったドローンを使つての薬剤散布をやっている業者なんていうのはいるのですか。

○委員長（中座敏和君） 岩渕水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（岩渕里之君） 業者のほうは届出義務はございませんので、把握してございませんが、担い手農家の方は補助事業等を活用しましてドローンの導入が進んでおりますので、今後スマート農業の推進とともに担い手の方の導入が進んでいくと思われま。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課から説明を願います。

田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） ふるさと整備課、田口です。どうぞよろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

議案第63号のうち、ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節8雑入（農林）、説明欄26、多面的機能支払事業交付金返還金について112万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、歳出にてご説明申し上げます。

次に、20、21ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目17諸費、節22償還金利子及び割引料、説明欄22、償還金利子及び割引料、県支出金返還金567万4,000円のうちふるさと整備課分84万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、活動組織から返還された112万8,000円のうち

市負担分25%、28万1,000円を除きました国、県負担分75%、84万7,000円を国分を含めて茨城県に返還するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、土木部の審査に入ります。

議案第53号「市道路線の廃止について」審査を願います。

なお、追加で要求のありました資料をお手元に配付しております。

道路維持課から説明を願います。

青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 道路維持課の青木でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第53号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。申し訳ございませんが、着座にて失礼いたします。

2ページをお開き願います。下館地区4路線、明野地区1路線、協和1路線、合計6路線の廃止でございます。廃止の延長は1,352.36メートルでございます。

調書番号1番から6番の路線につきまして、用途廃止の申請等に伴い、対象市道路線を廃止するものがございます。各路線の起点、終点及び延長につきましては記載のとおりでございます。

次のページから3枚が、市道廃止路線位置図でございます。次のページからが、市道廃止路線詳細図でございます。また、別添により現況写真つきの市道廃止資料をお配りさせていただきましたので、御覧いただけたらと思います。

廃止については以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第53号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決をいたします。

議案第53号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第54号「市道路線の認定について」審査を願います。

引き続き道路維持課から説明を願います。

青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 続きまして、議案第54号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。下館地区5路線、協和地区1路線、合計6路線の認定でございます。認定の延長は1,091.12メートルでございます。

調書番号1番の路線につきまして、新規路線を市道として認定するものでございます。

調書番号2番から6番の路線につきましては、廃止路線の一部を市道として再認定するものでございます。各路線の起点、終点及び延長につきましては記載のとおりでございます。

次のページから3枚が、市道認定路線位置図でございます。次のページから市道認定路線詳細図でございます。認定につきましても、別添にてより詳細な資料をお配りさせていただいております。ご活用していただければと思います。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 先ほどの廃止のときにも言わなければならないと思ったのですが、常々この路線の廃止と認定に関しては分からないのです。非常に分かりづらい。めくらめっぽうで我々はもう手を挙げてしまっているのが実態。私も常任委員長をやっているときにお願いしたと思うのです。一時的にはパネルまで用意して、よく説明してくれた、我々委員に。しばらくたってから元に戻ってしまって、どこを指しているのか、私筑西市に長く住んでいますけれども、この資料ではどこを指しているか分からないというのが多いのです。今回資料を追加で、委員長のほうから請求していただいて出ました。今日のこの時間に出るといえるのは何ですか、幾ら何だって。もうちょっと前に配っていただかないと見られないです。今見て、これでどうですかと言われても、見る暇がないです。これ苦情として受け取ってもらいたい。出していただけるのだったら、もっと早めをお願いします。これはお願いです。

○委員長（中座敏和君） 稲川副委員長。

○委員（稲川新二君） これは、認定イコール整備ではないのですね。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 認定イコール整備ではございません。

○委員長（中座敏和君） 稲川副委員長。

○委員（稲川新二君） これも先ほどのなのですが、写真を見ますと個人の家の中に向けて矢印が入ってしまっているような感じがしますが、これは手前ということで認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 廃止のほうで、おうちの中まで入っている路線がありますよと。それを1回廃止して、短くして、おうちの中を廃止して、短くしての認定でございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 先ほど小島委員からもありましたけれども、今日出されて、委員長にはいと言われても、分からないのだ。それで、この廃止と認定で筑西市では道路交付税はどう変わるのですか。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 今回の廃止と認定で、認定と廃止の差が全体で8メートルぐらいなものですから、交付税のほうは変わらないということでございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第54号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決をいたします。

議案第54号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち土木部所管の補正予算について審査を願います。

土木課から説明を願います。

枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 土木課の枝です。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち土木課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

26ページ、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款8土木費、項3河川費、目1河川総務費、節21補償補てん及び賠償金、説明欄の鬼怒川・小貝川流域道路排水対策事業（旧鬼怒プロ関連事業）に2,291万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、これまでに国土交通省が鬼怒川堤防整備による伊佐山排水樋管を完成しており、市事業では樋管までの排水路整備を計画している中、現道箇所を支障となる水道管が埋設されているため、筑西市水道事業に依頼して水道管の切り回し工事を実施するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 財源をお聞きしたいのですが、これは国土交通省の事業だったかと思うのですが、その結末として賠償金を市の財源から出すというのはちょっとよく分からないのです。もう少しそこを説明してください。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） こちらは賠償金ではございませんで、実際は市で行う事業なのですが、水道管を土木課が1,800の1,800の排水路を整備するに当たって、市の水道がその1,800の1,800のボックス水路を入れるのに支障となるため、それを本来は土木課で移設するのが一番簡単だと思うのですが、それを水道事業として安心、安全に行っていただくために、水道課に依頼をするために、補償費として水道課にうちの土木課の事業費のほうから水道課に補償費として事業費をお願いするというような形で、水道課が工

事費を出して、水道課が業者に依頼して、水道管を移設してもらう事業でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） もともと市の事業だったから、市が払うという理屈なのかも、そういうような説明だと思うのですが、鬼怒川プロジェクト関連事業と書いてあるから、例の鬼怒川の堤防を造ったがために起こった事業なのでしょう、これは。だから、どうも国交省からお金をもらってもいいような気がするのだけれども、違うのですか。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 今回の事業は、排水区域以外のところでございまして、内水対策として市で実施すべき区間でございます。樋管までは国で造っていただいて、その区域以外は本来であれば市でやるのですが、国も143メートルほど国のほうが協力していただいて、その残りを市のほうでやるというような事業でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 図面とか資料とか地図でももしあれば後で下さい。どの辺をどういじるかというのが分かれば、もっと説得力があると思いますので。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、道路維持課から説明をお願いします。

青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 道路維持課の青木でございます。議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、道路維持課所管の補正予算についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

初めに、24ページ、25ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節10需用費、説明欄の道路橋梁一般事務事業費に28万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、燃料費の高騰による公用車の燃料代が不足したためでございます。

次に、その下、道路橋梁維持管理経費に720万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、需用費にて電気料の値上げ、トイレ等の漏水や街路灯の球切れ等、施設の修繕費として520万円、委託料にて道路の土砂撤去及び水路清掃を実施するため200万円となっております。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。目2道路維持費、説明欄の道路維持補修事業3億円につきましては、生活道路及び排水路等の維持、補修、修繕を順次行っておりますが、地元からの要望や職員の現場パトロール等で発見した損傷箇所に対応し、安全で快適な道路を維持するため、増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、節14工事請負費の2億円のうち大規模な生活道路の舗装、側溝等の新設など、全体的な補修を行う道路維持補修工事費に1億2,000万円、道路の陥没など部分的な修繕を行う道路修繕工事費に8,000万円となっております。

また、節15原材料費1億円につきましては、道路及び側溝の補修工事に必要なアスファルト合材や碎石、側溝等の2次製品を市で購入し、工事の際、現場に支給することにより、工期の短縮と工事費の削減を図るものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、都市整備課からから説明を願います。

根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） 都市整備課、根本です。どうぞよろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

引き続き議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、都市整備課所管の補正予算についてご説明いたします。26、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。中段、款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節10需用費、説明欄、駐車場維持管理事業170万4,000円、その下、同じく目4市街地整備費、節10需用費、説明欄、下館駅前トイレ・エレベーター維持管理事業10万6,000円、その下、2つ空けまして、同じく目7公園費、節10需用費、説明欄、公園維持管理事業134万4,000円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、いずれも物価高騰などの影響を受けた維持管理に係る電気料でございまして、駐車場維持管理事業につきましては管理をいたしております下館駅前立体駐車場などのゲートバーや精算機、エレベーターや照明などの電気料でございます。

次に、下館駅前トイレ・エレベーター維持管理事業につきましては、下館駅北口と南口にございますエレベーターと下館駅南口トイレの電気料でございます。

続きまして、公園維持管理事業につきましては、都市整備課が管理いたします公園や緑地のトイレ、街灯の電気料でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） いろいろな補正予算の中で電気料の値上げ、燃料費の値上げ、もう出ているから致し方ないのだろうと思いますけれども、公園維持管理事業、これ電気料の値上げで134万4,000円、どの程度の数があるのか。公園は相当の公園があると思うのですけれども、実際に幾つぐらいの公園、主なものを教えてもらいたい、まず1点。

それと、下館駅前トイレ・エレベーター維持管理事業、これはすごく小さいのです、金額が。これは初期でどのくらい見ていたのか。電気代だけなのか、それとも維持管理事業というふうに書いてあるので、できれば当初予算でどのくらい駅前のトイレエレベーターにお金をかける予定だったのか、確認で教えてください。

○委員長（中座敏和君） 根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） 公園の箇所につきましては、全体で93か所ございます。そのうち55か所について値上げというか、電気料がかかっておりまして、ちなみに勤行緑地だったり、下岡崎近隣公園や、あとは神明近隣公園とか、そういったものが主なものです。

あと、エレベーターなのですが、当初予算が26万4,000円でございまして、10万6,000円の増というふう

な形にしております。

○委員長（中座敏和君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で土木部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

ここで休憩いたします。

〔土木部退室。上下水道部入室〕

休 憩 午前 1 1 時 1 分

再 開 午前 1 1 時 1 3 分

○委員長（中座敏和君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、上下水道部の審査に入ります。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について審査を願います。

下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 下水道課の岡本です。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、下水道課所管の補正予算についてご説明いたします。

18ページ、19ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、団地排水建設事業基金積立事業に604万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和3年度の団地排水処理施設に係ります決算に伴い、団地排水建設事業基金に積み立てするものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。中段の款8土木費、項4都市計画費、目5公共下水道費、説明欄、下水道事業会計補助事業2,636万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、発電原材料費の高騰による影響で電気料金が上昇しており、光熱水費の予算に不足が見込まれるため、一般会計からの補助金を増額するものでございます。

続きまして、目6団地排水施設管理費、説明欄、団地排水施設維持管理事業641万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらも発電原材料費の高騰によります影響で電気料金が上昇しており、光熱水費の予算に不足が見込まれるため増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 団地排水建設事業基金積立事業の積立て基金の件なのですけれども、現在どのくらい基金が積立てられているのか。始まった時期というのですか、どのくらいの期間ためていて、今どのくらいたまっていますよ。これ基金の積立てを補正で今までもやっていたのかどうかも併せて。これ当初予算ではなくて、こういう補正で積立金を上げるというのはどうなのか、理由も聞かせてもらえれば。まず基金の話。

それと、団地排水の維持費のことですが、それもちよっと2つ目に聞きたいと思いますので、最初に基金の話からお願いします。

○委員長（中座敏和君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

基金につきましては、平成25年4月から条例が施行されております。

続きまして、残高、今どのくらい基金があるかということでございますが、令和3年度末の最新の残高によりますと、3億6,135万9,001円でございます。

補正につきましては、今までもこのような形で利益分につきましては補正という形で積み立てしております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 当然建設基金だから、いずれ新たなものを造るための基金なのだろうと思うのですが、以前にも聞いたことがあるのです。団地排水というのは、やっていることは下水道事業とほぼ同じです。だから、担当者も下水道課がやっているのだから、下水道事業に組み込むべきではないのかなと前から思っていたのですが、その予定というのはいないですか。建設の時期、新しく機械を建設する時期と、それと下水道事業に組み込むことはできないのかという2つ聞きます。

○委員長（中座敏和君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

鷹ノ巣団地につきましては、令和7年度より公共下水道のほうに接続して、供用開始の予定でございます。ほかの2つの大田郷駅前団地、幸町団地汚水処理場につきましては、今のところ建設等の予定はございません。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 鷹ノ巣団地は令和7年を予定していると。いいことだと思います。大田郷駅前団地、幸町団地の2つのほうはまだ予定はないと。これも今後また質問したりしたいと思いますけれども、でも積立てをやっているんで、機械をリニューアルするということだと思っておりますが、その予定はいつ頃ですか。

○委員長（中座敏和君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

予定というのは、今のところ特にございませませんが、やはり老朽化のほうは激しいものですから、今後突発的な修繕に備えまして積立てをしていくことが重要ではないかと考えております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 27ページの団地排水施設維持管理事業、これがまた補正予算で600万円から上がっていますけれども、これはどの部分なのでしたか。これも電気代のアップだったのでしたか。ちょっとそれ確認。

○委員長（中座敏和君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

鷹ノ巣団地、幸町団地、大田郷駅前団地の電気料の上昇の増加分でございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この基金というのは、1年間で大体幾ら基金として残すようにというような計画はあるのかな。だって、3億幾らもあって、電気料が上がったから補正で組むとか何とかと言っていますが、それは今年は幾ら基金として残すのだというような計画というか、そういう考えはあるの。

○委員長（中座敏和君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

基金の設定はございませんので、あくまでも歳入のほうから必要経費を引きました歳出分につきまして積立てを行うということになっております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、農業集落排水課から説明を願います。

稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 農業集落排水課、稲川です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち農業集落排水課所管の補正予算についてご説明いたします。

24ページ、25ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、説明欄、農業集落排水事業会計補助事業に3,483万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、発電原材料費等の高騰による影響で電気料金の上昇が続いており、光熱水費の予算に不足が見込まれることから、一般会計からの補助金を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第63号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第63号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決をいたします。

議案第63号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第68号「令和4年度筑西市水道事業会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

水道課から説明を願います。

澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 水道課、澤部です。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

議案第68号「令和4年度筑西市水道事業会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

第1条、令和4年度筑西市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度筑西市水道事業会計第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。第1款水道事業費用の既決予定額に5,249万3,000円を追加し、23億1,147万8,000円に、第1項、営業費用の既決予定額に5,249万3,000円を追加し、21億5,514万5,000円とさせていただくものでございます。これは、発電原材料費の高騰による影響で電気料金が上昇しており、動力費の不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

なお、議案書の2ページには水道事業会計予算実施計画の補正、3ページには予定キャッシュフロー計算書、4ページ、5ページには補正予算実施計画明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 今回の補正、とにかく需用費、電気料金、その値上げのために各会計で補正予算を組んでいます。今回もその流れなのだろうと思います。ですから、それに関しては異論はないのですが、以前は公営事業といいました。今は水道事業会計、それからその次、下水道事業会計、そして農業集落排水事業会計とあります。そういう会計になってからキャッシュフローが必ずついてきているのです。私はあまり財務を専門的にやったことはないのですが、このキャッシュフロー図の重要性というのですか、それがよく分かりません。今回も金額は少ない補正ですが、3事業とも全部キャッシュフローがついています。キャッシュフローのつける何か法的な根拠があるのだろうと思うのですが、それと重要性、キャッシュフローはこういうことで重要なのですよと。今回はこの補正予算で、この辺を見るべきですよというような、ちょっと説明があると非常にありがたいのですが、委員長、よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） ご答弁申し上げます。

キャッシュフロー計算書につきましては、1事業年度の資金の流れの状況を活動区分別に表示したものでございます。キャッシュフローの3ページを御覧いただきたいと存じます。ここに1、2、3と3つの指標が載っております。1番目の業務活動によるキャッシュフロー、こちらにつきましてはどれくらい

の資金が増減したかを示しているものであります。これは、営業、業務活動によってどれくらい増減したかを示しているものでございます。次に、2番目に投資活動によるキャッシュフローでございますが、これはどのくらいの資金、いわゆる投資についてどれくらいの資金が増減したか、これを見るものでございます。3つ目の財務活動につきましては、この業務活動と投資活動、これを維持していくためにどの程度資金が調達されて、どの程度返済されたか、これを見るものでございます。今回につきましては、動力費の増額が見込まれることから、純利益が当初予定していたより減ってしまうということで、業務活動によるキャッシュフローの一番最初の項目の当年度純利益、ここが126万3,000円となっております。当初予算書では3,524万7,000円でございます。これだけ純利益が減ってしまうということで、1年間に現金がどれだけ流れが出るのかということを示したものでございます。

これをどう見るかと申しますと、一般的に言われていますのが、業務活動はプラス、このプラスというのは各項目のキャッシュフローのところの一番下のところが計でございますと、3ページでいいますと5億9,307万9,000円、こちらプラスになっております。いわゆる業務活動によってプラスになっているところでございます。投資活動につきましては、実際に浄水場の更新工事や管路の布設替え等にお金を使っておりますので、当然ここはマイナスになってきます。3番目の財務活動キャッシュフローですが、これらの投資活動に要するお金を企業債等で賄っております、この企業債は当然返すべきものですので、償還による支出というのもございます。投資活動は当然必要ですので、マイナスになってくる。財務活動については、実際に借りたお金より返したお金のほうが多いということが望まれますので、ここはマイナスになったほうがいいわけですが、今の水道事業においてはプラスになっているところでございます。

この状況は、平成30年、いわゆる平成台につきましてはプラス、マイナス、マイナスという一般的に理想と言われる状態でございます。令和に入ってから1、2、3年とたちますが、プラス、マイナス、プラスと、やはり浄水場等の更新工事、管路の更新工事、これが増加しております、どうしても企業債の借入れが伸びているということから、こういう状況になっております。これがキャッシュフローの見方でございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 専門的なことでどうもありがとうございます。

これを3事業で出さなければならない理由というのは、何か法的な根拠があるのですか。

○委員長（中座敏和君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 企業でございますので、一般的にどれだけの現金がきちんと動いているかというのを見ていただくというところから、つけさせていただいているものでございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 法的な根拠があるわけではなくて、これは慣習的かというと、そういう指標として出すべきだろうという判断で出してくれているということなのですね。

○委員長（中座敏和君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） ご答弁申し上げます。

法的な根拠ではなく、必要として出している書類でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 参考のために、私の集落ではあまり加入していないのですが、参考のために。各地区ごとの加入戸数と加入率、明野、協和、関城、分かればいいですけども。もしあれでしたら、後からでも結構ですけども。

○委員長（中座敏和君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 後でお答えさせていただきます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第68号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決をいたします。

議案第68号「令和4年度筑西市水道事業会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第69号「令和4年度筑西市下水道事業会計補正予算（第1号）」の審査を願います。

下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第69号「令和4年度筑西市下水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

第1条、令和4年度筑西市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度筑西市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款下水道事業収益の既決予定額に2,636万1,000円を追加し、18億2,102万6,000円に、第2項営業外収益の既決予定額に2,636万1,000円を追加し、12億3,562万8,000円とさせていただくものでございます。これは、支出において光熱水費の増額が見込まれるため、一般会計からの補助金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用の既決予定額に2,636万1,000円を追加し、18億1,102万6,000円に、第1項営業費用の既決予定額に2,636万1,000円を追加し、16億6,036万2,000円とさせていただくものでございます。これは、発電原材料費等の高騰によります影響で電気料金が上昇しており、光熱水費の予算に不足が見込まれることから増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3条、予算第11条中10億8,717万7,000円を11億1,353万8,000円に改める。これは、光熱水費の増額補正に伴い、一般会計からの補助金を増額するため、下水道事業へ補助を受ける金額を改めるものでございます。

なお、議案書の2ページには、下水道事業会計予算実施計画の補正、3ページには予定キャッシュフロー計算書、4ページ、5ページには補正予算実施計画明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 先ほどと似ているのですが、金額が大きいのですが、市全体でどのくらいの数の戸数の金額なのですか。

○委員長（中座敏和君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

こちらの金額の詳細につきましては、まず59か所ありますマンホールポンプ場、こちらの電気料、またポンプ場費につきましては3か所ございます。砂原中継ポンプ場、中之島中継ポンプ場、旭ヶ丘……

（「ちょっとゆっくり言ってください」と呼ぶ者あり）

○下水道課長（岡本崇生君） （続）ごめんなさい。失礼しました。

まず、管渠費につきましては59か所ありますマンホールポンプ場でございます。

続きまして、ポンプ場費でございますが、3か所ございます。砂原中継ポンプ場、2つ目が中之島中継ポンプ場、3つ目が旭ヶ丘中継ポンプ場でございます。

最後に、処理場費でございますが、こちらは2か所ございます。まず、1か所目が下館水処理センター、2つ目が川島水処理センター。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第69号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決をいたします。

議案第69号「令和4年度筑西市下水道事業会計補正予算（第1号）」について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第70号「令和4年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」の審査を願います。

農業集落排水課から説明を願います。

稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） よろしくお願ひします。議案第70号「令和4年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

第1条、令和4年度筑西市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度筑西市農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款農業集落排水事業収益の既決予定額に3,483万2,000円を追加し、9億4,043万9,000円に、第2項営業外収益の既決予定額に3,483万2,000円を追加し、6億7,768万1,000円とさせていただきますのでございます。これは、支出において光熱水費の増額が見込まれるため、一般会計からの補助金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございます。第1款農業集落排水事業費用の既決予定額に3,483万2,000円を追加し、9億4,043万9,000円に、第1項営業費用の既決予定額に3,483万2,000円を追加し、8億8,503万7,000円とさせていただくものでございます。これは、発電原材料費等の高騰による影響で電気料金の上昇が続いており、光熱水費の予算に不足が見込まれることから増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3条、予算第9条中3億9,866万7,000円を4億3,349万9,000円に改める。これは、光熱水費の増額補正に伴い、一般会計からの補助金を増額するため、農業集落排水事業へ補助を受ける金額を改めるものでございます。

なお、2ページには農業集落排水事業会計予算実施計画の補正、3ページには予定キャッシュフロー計算書、4ページ、5ページには補正予算実施計画明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第70号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決をいたします。

議案第70号「令和4年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第71号「令和3年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」審査を願います。

水道課から説明を願います。

澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 議案第71号「令和3年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明いたします。

令和3年度筑西市水道事業会計で生じた剰余金を別記のとおり処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

裏面を御覧願います。別記、令和3年度筑西市水道事業剰余金処分計算書でございます。表中、上段右欄が、令和3年度末における未処分利益剰余金の残高7億3,371万6,877円でございます。これは、令和3年度の純利益2億939万3,240円と前年度繰越利益剰余金5億2,432万3,637円の合計額でございます。この未処分利益剰余金のうち1億9,317万2,550円につきましては、減価償却費に含まれる補助金等相当額を長期前受金戻入として収益したものでございます。現金を伴わない帳簿上の収益でございますので、財産上の整合を図るために議会の議決をいただき、資本金に組み入れさせていただくものでございます。

なお、表の下段に記載してございますが、処分後の資本金残高は50億5,243万4,571円に、また繰越利益剰余金となります未処分利益剰余金残高は5億4,054万4,327円となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第71号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決をいたします。

議案第71号「令和3年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第72号「令和3年度筑西市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の審査を願います。

下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

議案第72号「令和3年度筑西市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明いたします。

令和3年度筑西市下水道事業会計で生じた剰余金を別記のとおり処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

裏面を御覧願います。別記、令和3年度筑西市下水道事業会計剰余金処分計算書でございます。表中、上段右側に記載してございます令和3年度末における未処分利益剰余金の残高は1億6,322万362円でございます。これは、令和3年度の純利益8,606万5,008円と前年度繰越利益剰余金7,715万5,354円の合計額でございます。この未処分利益剰余金のうち8,162万円を議会の議決をいただき、減債積立金へ積み立てするものでございます。

下水道事業は、受益者からの使用料と一般会計からの補助金を主な財源として運営しており、未処分利益剰余金が生じた主な要因につきましては、予算の執行が抑えられたことに併せまして、一般会計補助金が予算どおり確保できたことでございます。今回減債積立金に積立てを行い、今後の企業債の元金償還の財源とすることにより、翌年度以降において一般会計補助金の削減が図れるものでございます。なお、未処分利益剰余金の残高8,160万362円につきましては、突発的な災害等による欠損金に備えるために留保財源として繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第72号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第72号の採決をいたします。

議案第72号「令和3年度筑西市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第73号「令和3年度筑西市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について」の審査を願います。

農業集落排水課から説明を願います。

稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） よろしく申し上げます。議案第73号「令和3年度筑西市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明いたします。

令和3年度筑西市農業集落排水事業会計で生じた剰余金を別記のとおり処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

裏面を御覧願います。別記、令和3年度筑西市農業集落排水事業剰余金処分計算書でございます。表中、上段右側に記載してございますが、令和3年度末における未処分利益剰余金の残高は5,941万1,369円でございます。これは、令和3年度の純利益3,023万4,088円と前年度繰越利益剰余金2,917万7,281円の合計額でございます。この未処分利益剰余金のうち2,971万円を議会の議決をいただき、減債積立金へ積み立てするものでございます。

農業集落排水事業は、受益者からの使用料と一般会計からの補助金を主な財源として運営しております。未処分利益剰余金が生じた主な要因は、予算の執行が抑えられたこと、一般会計補助金が予算どおり確保できたことでございます。今回減債積立金に積立てを行い、今後の企業債の元金償還の財源とすることにより、翌年度以降において一般会計補助金の削減が図れるものでございます。なお、未処分利益剰余金の残高2,970万1,369円につきましては、突発的な災害等による欠損金に備えるため、留保財源として繰り越しするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第73号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決をいたします。

議案第73号「令和3年度筑西市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で上下水道部所管の審査を終了いたします。

執行部は退席をお願いします。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） それでは、ここで土木部から追加の説明がありますので、ここで発言を許します。

枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） すみません。ありがとうございます。

先ほど説明が不十分ということで申し訳ございませんでした。ここが伊佐山の排水樋管でございます。ここまでが国の整備してくださる区間でございます、ここが内水対策として市が行う排水路でございます。しかしながら、この区間は国がやっていただけるということで、国に協力していただいて河川区域以外も工事をさせていただきました。

その残り分の工事をする際に、旧県道であります小川川島停車場線、今は市道でございます。この道路に入っております、皆様の図面だと青い線だと思っておりますが、青い線のところがどうしてもボックスを入れるに当たって、1,800、1,800の大きいボックスでございますので、それを入れるに当たって支障となるということで、これをよける作業を必要になります。その作業を本来であれば土木のほうでやるとか、そういうことも可能ではあるのですが、実際水道事業で行っていただいたほうが安心、安全であるということで、水道事業のほうでうちのほうで補償費として予算を上げさせていただいて、水道の事業費として水道課のほうで水道事業で移設工事をさせていただくという、先ほどの2,000万何がしのお金は、その中で決められたお金でございます。

最終断面としまして、このボックス、ここに絵があると思うのですが、青丸が水道の既設、今入っている状況のところでございます。このボックスを入れるに当たって、水道管がどうしても支障ということで、この掘削断面に入ってしまうので、こちらを3,000、3,000、4,100という数字が入っていると思うのですが、断面に。この3,000、3,000が実際道路のセンターラインが真ん中、3,000、3,000の真ん中に来ているような状態でございます。この4,100はちょうど日本コンクリートの前のところは4,100ということで路肩が広がっている部分でございます。その路肩の広がっている部分と道路に幾らか入ってしまうというところでございます、そこに水道管があるので、それを反対側の車線まで切り回し工事を行ってもらうと。ここに下水道が、深いところに下水道も来ておりますので、下水道、水道、NTTの3条が入っているということで、そのほかこの大きいボックスを入れるという工事をするので、こういう形で移設工事をさせていただく。その補償費を水道課のほうにお願いするというところでございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。何かありますか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） これは、このような大きい1,800のボックスを入れる排水管なのですが、ポンプ場はつけないのですか。その必要はないのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） ここに排水管がもともと2本入っている状態でございます。この入っている管が老朽化等もあるし、最終的に今回堤防で工事をやるということで新設すると。市の排水も、雨水排水をやったり、そういう全ての排水をまとめて伊佐山排水樋管に流すということで、その辺の断面を全部計算して1,800の1,800で、ボックスで自然流下で流れるような断面を計算しております。勾配も計算して

おります。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） もしも大洪水となったときには、内水対策は一つもできていないのだね、ポンプ場がないから。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） この排水路から行ったところに大きな樋管で川のほうから入る水を遮断すると。その遮断と開けるタイミングが結構難しいとは思いますが、それで内水被害等を避けるような形になっております。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それは、枝土木課長、分かりますが、川の水が増えたときに遮断するわけだ。そうしたときに内水対策はポンプ場しかできないのだ。そのポンプ場がないということは、内水対策がないということでしょう。

○委員長（中座敏和君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 排水が、結局閉めたことによって内側からの排水がはけないという状態になりそうときには、国のテックフォースをお呼びいたしまして、強制排水をする施設というか、車があるのですけれども、そういう車に来ていただいて、河川側にポンプアップして流すような手はずは取れるような形になってございます。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 下館河川事務所にあるのだね、排水ポンプの。それを使うということだ。だから、排水のポンプ場は設けていないということだ。分かりました。

○委員長（中座敏和君） ありがとうございます。

これで経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

執行部は退出を願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時 1分